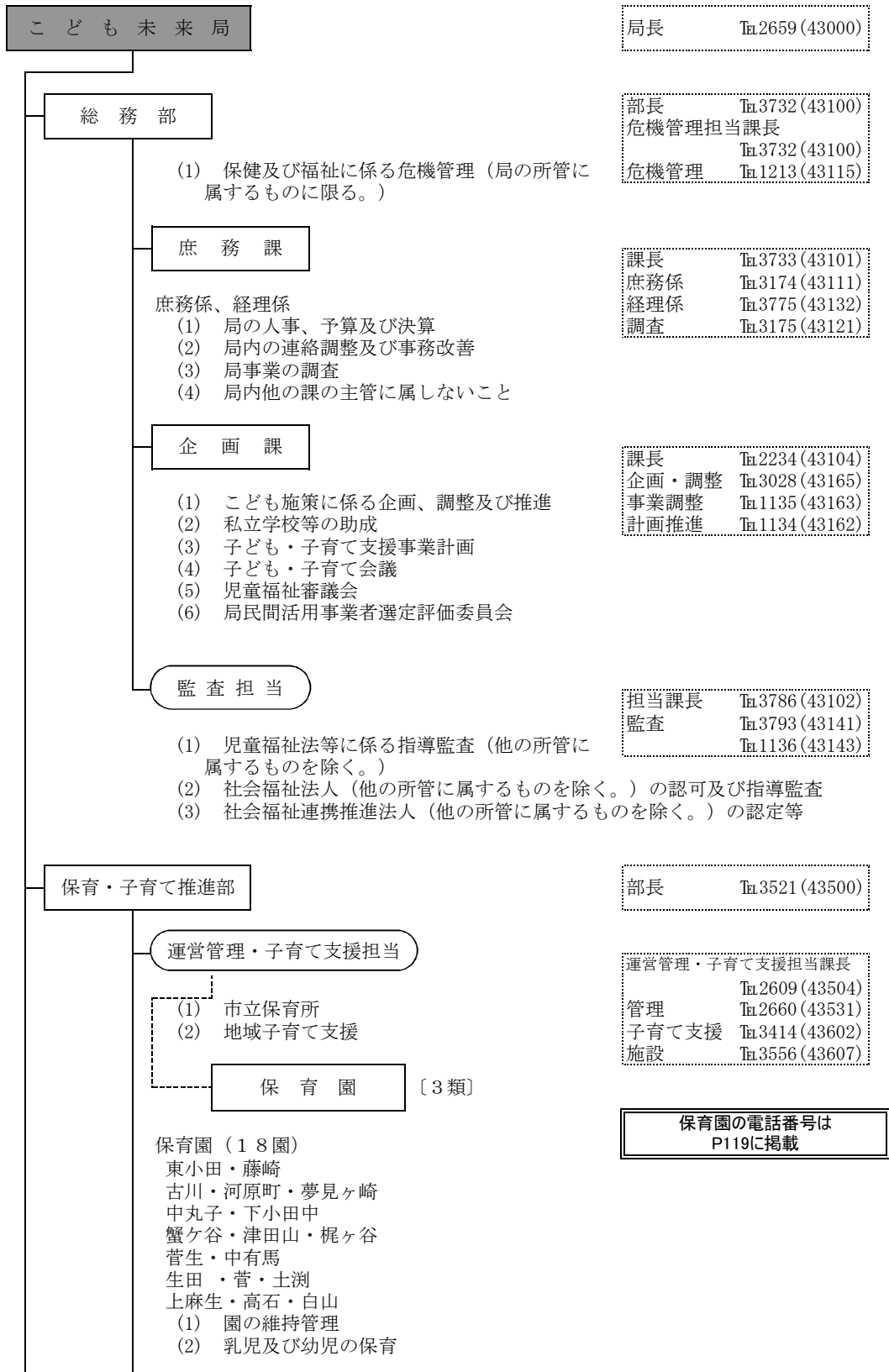
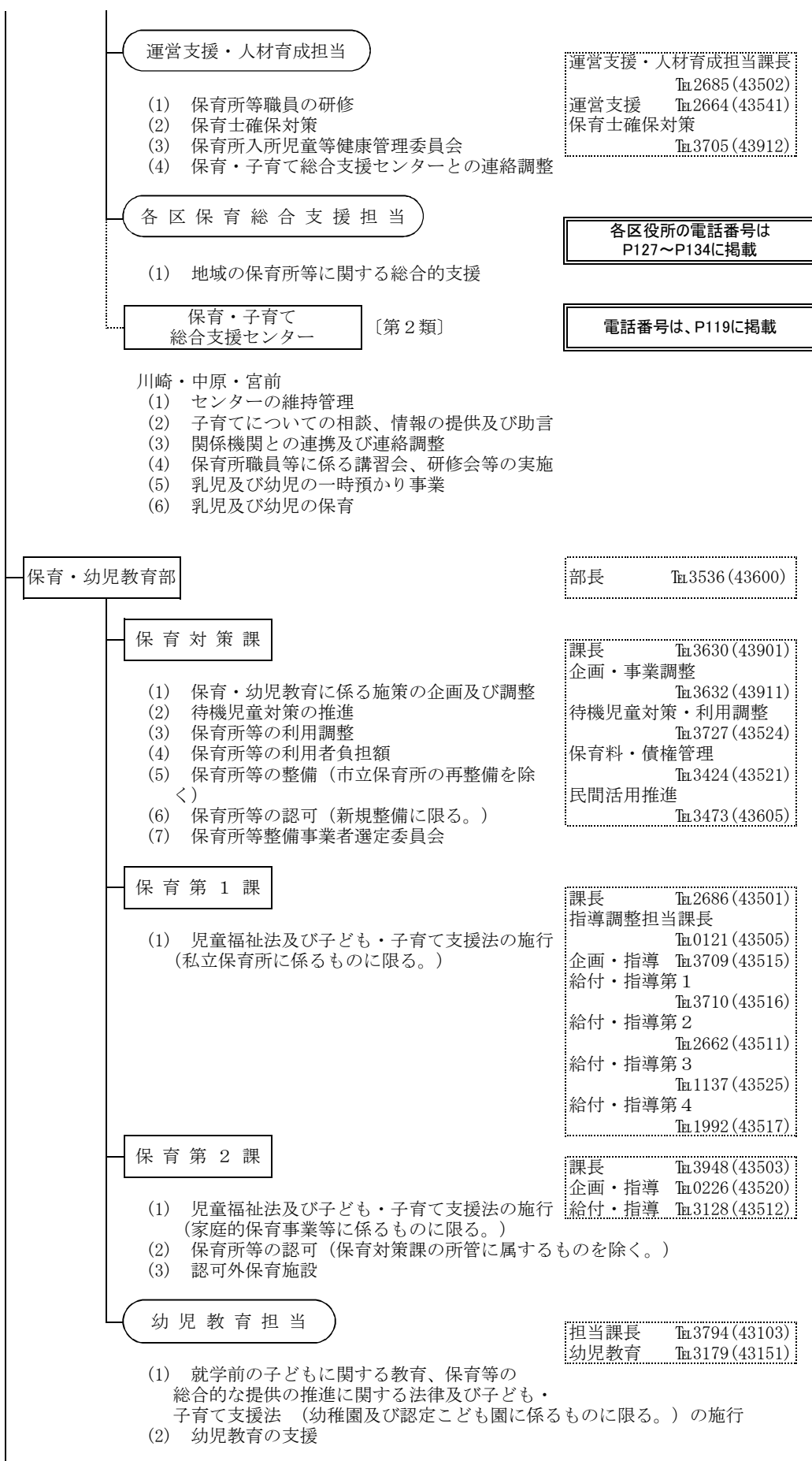






青少年支援室

- (1) 青少年対策の推進
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 青少年団体の育成
- (4) 青少年問題協議会
- (5) 子どもの権利に係る施策の総合調整
- (6) こども文化センター
- (7) ふれあい館
- (8) 青少年の家
- (9) 少年自然の家
- (10) 黒川青少年野外活動センター
- (11) 子ども夢パーク

室長	TEL0824(43300)
青少年企画・事業調整 担当課長	TEL2667(43301)
青少年企画	TEL2668(43311)
事業調整	TEL1425(43312)
青少年育成・子どもの権利 担当課長	TEL2689(43304)
子どもの権利	TEL2344(43341)
健全育成	TEL2669(43321)
施設指導・調整担当課長	TEL2670(43302)
施設指導・調整	TEL3084(43332)
施設指導・企画	TEL3083(43331)
施設整備・企画	TEL1988(43333)

児童家庭支援・虐待対策室

- (1) 児童及び家庭についての相談及び
支援に係る調査、企画及び調整並びに情報の
収集及び発信、関係機関との連携等の推進
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律の施行（他の
所管に属するものを除く。）
- (3) 児童虐待の防止に係る調査、企画及び調整並びに情報の収集及び発信、
関係機関との連携等の推進
- (4) 家庭児童相談室
- (5) 女性保護
- (6) 児童手当
- (7) 児童扶養手当
- (8) 子育て世帯支援に係る特別の給付金
- (9) 災害遺児等福祉手当
- (10) ひとり親家庭等医療費助成
- (11) 小児医療費助成
- (12) 小児ぜん息患者医療費助成
- (13) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行
- (14) 児童福祉法の施行（他の所管に属するもの
を除く。）
- (15) 民間あっせん機関による養子縁組の
あっせんに係る児童の保護等に関する法律の
施行（他の所管に属するものを除く。）
- (16) 母子生活支援施設
- (17) 児童福祉施設（他の所管に属するものを除
く。）の整備
- (18) 母性及び乳幼児の保健
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律の施行
（育成医療に係るものに限る。）
- (20) 不妊及び不育
- (21) 出産・子育ての支援（他の所管に属するも
のを除く）
- (22) 小児慢性特定疾病審査会
- (23) 児童相談所との連絡調整
- (24) 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

室長	TEL0076(43800)
事業調整担当課長	TEL0084(43801)
事業調整	TEL0132(43811)
連携推進	TEL0399(43821)
施設整備	TEL0134(43831)

家庭支援担当課長	TEL2671(43201)
母子福祉	TEL2672(43411)
医療費助成	TEL2695(43231)
手当支給	TEL2674(43213)
給付金	TEL2674(43213)

児童福祉担当課長	TEL1724(43402)
児童福祉	TEL2929(43422)
施設指導	TEL2673(43421)

母子保健担当課長	TEL2658(43401)
母子保健	TEL2450(43221)
出産・子育て支援	TEL1312(43224)

南部児童相談所

〔第1類〕

電話番号は、P119に掲載

- 保護係、心理支援第1係、心理支援第2係、相談支援第1係、
相談支援第2係、相談支援第3係、相談支援第4係
- (1) 児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分
 - (2) 中部児童相談所及び北部児童相談所への援助
 - (3) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療
 - (4) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援
 - (5) 児童の家庭裁判所への送致
 - (6) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の決定
 - (7) 児童の児童福祉施設等への措置
 - (8) 里親に関する相談及び援助
 - (9) 養子縁組に関する相談及び援助
 - (10) 児童の相談及び通告
 - (11) 児童の一時保護
 - (12) 一時保護所

総務課

庶務係

- (1) 児童相談所の事務の管理の総括
- (2) 所の維持管理
- (3) 所の措置に伴う費用の徴収

児童相談所

〔第2類〕

電話番号は、P119に掲載

- 中部（保護係、心理支援第1係、心理支援第2係、相談支援第1係、
相談支援第2係、相談支援第3係、相談支援第4係）
北部（心理支援第1係、心理支援第2係、相談支援第1係、相談支援第2係）
- (1) 所の維持管理
 - (2) 所の措置に伴う費用の徴収
 - (3) 児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分
 - (4) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療
 - (5) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援
 - (6) 児童の家庭裁判所への送致
 - (7) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の決定
 - (8) 児童の児童福祉施設等への措置
 - (9) 里親に関する相談及び援助
 - (10) 養子縁組に関する相談及び援助
 - (11) 児童の相談及び通告
 - (12) 児童の一時保護
 - (13) 一時保護所（中部に限る。）